

(PDF 版・4の5のA) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」

(文責・豊田忠義)

「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」(169-190 頁)

「二 教義学の規準」

「<ルター派的>、<改革派的>、<聖公会的>な〔差異〕形態」における福音主義的な「同一教会内部での違った神学的学派と思想方向の現実存在」は、「一方において……すべての第三者に相対して、それらが実際には<一致していること>、換言すれば〔それらが、「福音主義教会と聖書原理」に基づいた〕それとしての教会の〔<客観的な>〕信仰告白そのものの中での……一致を前提としている〔すなわち、それらが、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、聖霊自身の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)に連帯し連続し、その秩序性におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」(「啓示の<しるし>)としての第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした(聖書を媒介・反復することを通した)第三の形態の神の言葉である教会の<客観的な>信仰告白および教義(Credo)としての教会の<客観的な>信仰告白そのものの中で一致しているということを前提している。それ故に、例えば、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・不定・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の<客観的な>信仰告白および教義(Credo)としての「三位一体論は、神論の決定的に重要な構成要素であり、啓示の認識原理である」ということを前提している、またもしもそうでないならば「和解に関して言えば、赦す神が人間に内在しなければならぬことになり、その認識自体が思弁でしかないもの」となってしまうから、「キリストの永遠のまことの神性を信用する」等ということを前提している」(「福音主義教会と聖書原理」については、<(PDF版・4の4のA)『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」を参照されたし>)。このような訳で、その「同一教会内部での違った神学的学派と思想方向の現実存在は、福音主義教会内部での対立の中で、……ルター派の神学、改革派の神学、聖公会の神学が、……古代教会の異端からも、ローマ教会および新プロテスタント主義の神学からも分かたれているという点で、互いに<一致して>おり、それらすべてにとって、その対立と一致は<本質的>であり、そ

れらは、その対立と一致の中で、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・不定・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義（Credo）としての教会の〈客観的な〉〕信仰告白のためにただ単に〈戦おう〉と決意し用意しているばかりでなく、実際にその戦いの中で、その都度、それぞれの部署に立っている〔ルター派の神学、改革派の神学、聖公会の神学の部署に所属している〕ということをも前提としている——「この第一の前提なしには、福音主義教会内部での対立を神学的学派と思想方向の対立として理解することは、当然のことながら、ただ福音主義の事柄に対する、それ故にそもそも〔第二の形態の神の言葉である聖書によって「宣教を義務づけられている」第三の形態の神の言葉である〕教会の事柄に対する、裏切行為を意味することができるだけであり、それ故にただ悪から来ることができるだけであるだろう。「まさにその現実存在が、この第一の前提を認めたことによって、カルヴァンと昔の改革派の信者たち〔「十六世紀および十七世紀の改革派の者たち」〕は、ほかの福音主義教会とその教えに対して、……原則的に〈平和的〉・論争的な立場を取ったのである」。したがって、「彼らは、特に福音主義的——教會的に〔第二の形態の神の言葉である〕聖書に〈拘束され〉、福音主義的——教會的に〈信仰告白する〉ルター主義を考慮に入れた」。したがって、「そのようなルター主義の福音主義的——教會的に〔第二の形態の神の言葉である聖書に拘束されて〕信仰告白して行く態度と直面して、カルヴァンと昔の改革派の信者たちは、聖餐論、キリスト論、選びについての教説においてルター主義がなした逸脱〔この「逸脱」については、前回の論稿で引用した『ルートヴィッヒ・フォイエルバッハ』を参照されたい〕の中に……〈いかなる異端〉も、それ故に〈いかなる教会を分裂させる要因〉をも見て取ることはできなかつた」。「それに対して、十九世紀の合同の場合」は、「教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉である聖書に拘束される「拘束の強さというよりも弱さに基づいており、それ故にまさに外に向かつてこそ、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・不定・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義（Credo）としての〕共通の信仰告白の強さというよりも弱さの上にに基づいていたということが、その決定的な靈的弱さであった」。したがって、「十九世紀の合同」は、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・不定・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義（Credo）としての教会の〈客観的な〉共通の信仰告白の強さを持たないが故に、「どうしても内的に真の一致を意味すること」ができなかつた。

「〈ルター派的〉、〈改革派的〉、〈聖公会的〉な〔差異〕形態」における「福音

主義教会と聖書原理」に基づいた「同一教会内部での違った神学的学派と思想方向の現実存在」は、「他方において、……＜重要な＞・＜実際の＞・＜意味のある＞対立であるということ、そのことを命じられているが故にそのことを認めることが報いられることである対立であるということ、まさにそれだからこそすべての真剣さをもって認められ耐えられることを欲している対立であるということ

を前提としている」。したがって、「単に個人的にあれこれの神学的学派のリーダー格の人たちの人柄に基づく相違性、あるいは単に外から何らかの世的な時代の流れ〔時勢や時流、「同時代の人たちの思考の前提」・「そこから形成された理解の規準」〕を通して教会の中に持ち込まれた相違性は、決して〔福音主義的な〕同一教会内部での違った神学的学派と思想方向を形成して行くための正当な理由とはならない」、ちょうどその存在・その思考・その実践において前期と後期の総体を生きたハイデッガー自身から、「『今日まさにこのマールブルクでは、無理やり模造された敬虔さと結びついて、弁証法の見せかけがとくに肥大している』が」、その人間の自由な自己意識・理性・思惟の類的機能を駆使して対象化され客体化されたその人間の意味世界・物語世界・神話世界、「存在者」、「存在者レベルでの神」、「存在者レベルでの神の啓示」でしかない「『いわゆる存在者レベルでの神への信仰』は」、原理的にその最初から、「『結局のところ〔聖書的啓示証言におけるキリストにあつての神としての〕神を見失うこと』」になるであろうから、「それよりは『むしろ無神論という安っぽい非難を受け入れた方がよい』と、客観的な正当性と妥当性とをもって、根本的包括的に原理的に「揶揄」・批判されたところの、「新約聖書の釈義に役立つ新しい哲学的な鍵を、前期ハイデッガーの哲学に見出した〔まさに「シュライエルマッハー」と同じように、「ヘーゲルの強力な痕跡」を持ち、「人間学の後追い知識」に過ぎない人間学的神学を目指した〕ブルトマン」のように。言い換えれば、第三の形態の神の言葉である「教会の中においては、ただ……〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に拘束された、それ故に聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的な＞信仰告白および教義Credoとしての〕共通的な信仰告白を解釈する上での違い」が、「しかもその＜重要性＞を、教会が、これまでのその信仰告白の中で承認しており、その一致した＜解決＞を、教会は、これまでの信仰告白の中でまだ見出していなかった違いが問題であることが示され得るような神学的学派と思想方向だけが許され、また正当であることができる」。したがって、「ただこのような違いと関連してだけ、〔福音主義的な〕同一教会内部で神学的学派と思想方向は発生して来ることができるし、発生して来ることが許される」——「このことの正当性は、まさに〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に拘束された、それ故に聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、第三の形態の神

の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義Credoとしての] **共通的な信仰告白から生じて来るその信仰告白の解釈におけるそれらの対立の重要さと必然性に照らして証明されるであろう**」、ちょうど歴史的現存性のただ中に投げ出されその時代と現実**に強いられた**ところで存在し・思考し・実践したところの、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会（福音主義的な改革派教会）に属していた全く人間的なバルトは、温存され続けている自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教を包括し止揚し克服するために、教会の宣教における一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての〈教会教義学〉者として、例えばローマ3・22、ガラテヤ2・16等の「イエス・キリスト〈の〉信仰」の属格を、神と人間との協力関係（共労・協働関係）の下で理解する目的格属格（「イエス・キリスト〈を〉信じる信仰」による神の義の授与）としてではなく、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格（換言すれば、「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのもの、成就され完了された個体的自己としての全人間・全世界としての教会自身と世・全人類の究極的包括的総体的全体的永遠的な救済、それ故にこの包括的な救済概念に包括された平和そのものとしての「イエス・キリスト〈が〉信ずる信仰」）として理解したように（それ故に、バルトは、『福音と律法』で次のように述べている——「『私がいま肉にあって生きているのは、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子の信じる信仰によって、生きているのである。（これを言葉通り理解すれば、〈私は決して神の子に対する私の信仰に由って生きるのではなく、神の子が信じ給うことに由って〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解された「イエス・キリスト〈が〉信ずる信仰」によって〕生きるのだということである）』（ガラテヤ二・一九以下）。〔それ故に、〕（中略）自分が聖徒の交わりの中に居る……罪の赦しを受けた（中略）肉の甦りと永久の生命を目指しているということ——そのことを彼は信じてはいる。しかしそのことは、現実ではない。……部分的にも現実ではない。そのことが現実であるのは、ただ、われわれのために人として生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦り給う主イエス・キリストが、彼にとってもその主であり、その避け所でありその城であり、その神であるということにおいてのみである」、それが人間論的な自然的な人間であれ、またそれぞれの時代においてその時代と現実**に強いられた**ところで、神だけでなくわれわれ人間も、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求もという無神性・不信仰・真実の罪のただ中で現存する教会論的なキリスト教的な人間であれ、誰であれ、「神に敵対し神に服従しないわれわれ人間は、肉であって、それゆえ〔キリストにあっての神としての〕神ではなく、そのままでは〔キリストにあっての神としての〕神に接するための器官や能力を持ってはいない」し、ただの人間である生来的な自然的な「『自分の理性や力〔知力、感性力、悟性力、意志力、想像力、自然を内面の原理とする禪的修行等〕によっては』全く信じることができない」のであるから、「**人間の人間的存在が**〔生来的な自然的な〕**われわれの**

人間的存在である限りは、われわれは一切の人間的存在の終極として、老衰・病院・戦場・墓場・腐敗ないし塵灰以外には、何も眼前に見ないのであるが、しかしそれと同時に、〔生来的な自然的な〕人間的存在が〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある〕イエス・キリストの人間的存在である限りは、われわれがそれと同様に確実に、否、それよりもはるかに確実に、甦りと永遠の生命以外の何ものも眼前にみないということ——これが神の恩寵である）、またちょうど常に先行する神の用意に包摂された後続する人間の用意ができていくところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和解」（徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、徹頭徹尾神の側からする神の人間との架橋）であり、神との間の「平和」（ローマ五・一）であり、それ故に神の認識可能性である聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおいて、「神の用意の中に含まれて、人間にとって、神に向かっての、したがって神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事〕に向かっての人間の用意が存在する」と理解したように、すなわち常に先行する「神の用意」に包摂された後続する「人間の用意という人間の局面」は、「全くただキリスト論的局面だけである」と理解したように。

そのような訳で、「まさに〔福音主義的な〕同じ一つの教会の内部で存在している神学的学派と思想方向からして、……それらが、自分の事柄について確信しており、決して単に個人的な嗜好の問題ではなく、むしろ〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に拘束された、それ故に聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義Credoとしての共通的な〕信仰告白の解釈の内部で必然的な命題と反対命題を……全く真剣に強調しつつ述べているということが要求される」。したがって、「福音主義教会の内部での対立については、……ルター派神学、改革派神学、あるいは聖公会の神学が、正当な理由をもって舞台に登場し、あるいは舞台の上で自分を主張しようとしている……そこでは、おそらくそれらの教會的な相違性という名誉ある表題の下で、あれこれの個人的な、地域的な、あるいは歴史的な珍妙な在り方や独善が問題なのではなく」、そこでは、「あくまでその相違性の中でも、それとして認識できる〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に拘束された、それ故に聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、第三の形態の神の言葉である教会

の〈客観的な〉信仰告白および教義Credoとしての] 共通的な、必然的な信仰告白の関心事が問題であることを立証しているということが前提されている」——「この意味で、十六世紀とその後の時代において、改革派の者たちは、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に拘束された、それ故に聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義Credoという] 共通の基盤の上に立ちつつ、しかもルター派教会のある特定の教えに対して、必然的な抗議をして行かなければならないと考えたのである。当時の改革派の者たち〔十六世紀および十七世紀の改革派の者たち〕は、この共通的な基礎を、ルター派の者たちと違って放棄することはなかった」、「彼らは、……『ルートヴィヒ・フォイエルバッハ』における事態にあった] ルター派の者を異端者として特徴づけ攻撃して行くという形ではしなかった」。「十六世紀および十七世紀の改革派の者たち」は、「福音主義教会内部での教派的対立に対して」、「〈平和的〉・論争的な態度」を取った。しかし、それに対して、「十九世紀の合同においては、事情は違っている。すなわち、「そこでは、既に〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に拘束された、それ故に聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義Credoという] 信仰告白の共通性が疑わしいものであったし、疑わしいものであったその程度に依じてまた、その相違性の中での信仰告白の解釈は疑わしいものとならざるを得なかったし、疑わないでいることもできたところの風変わりな特殊性と独善という性格を持たざるを得なかった」。したがって、「そこで……支配していた対立は、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に拘束された、それ故に聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義Credoに連帯し連続しようとはしないところの] 先ず合理主義者と超自然主義者の間の対立であり、後には自由主義者、積極主義者、そして両者を調停する思考方向の間の対立であった」。言い換えれば、そこでは、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書に拘束された、それ故に聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としたところの、第三の形態の神の言葉である教会の〈客観的な〉信仰告白および教義Credoとしての「共通の信仰告白を解釈するに当たっての相違が問題ではなく、むしろ最後的には共通の信仰告白からの共通的な〈逸脱〉の内部での違いが問題であったが故に、それは、まさに徹頭徹尾純粹でない不当な戦いであった」。